

## 子育て世代を対象とする手当金が新設

新設

### 育児休業支援手当金

—育児休業手当金に上乗せ—

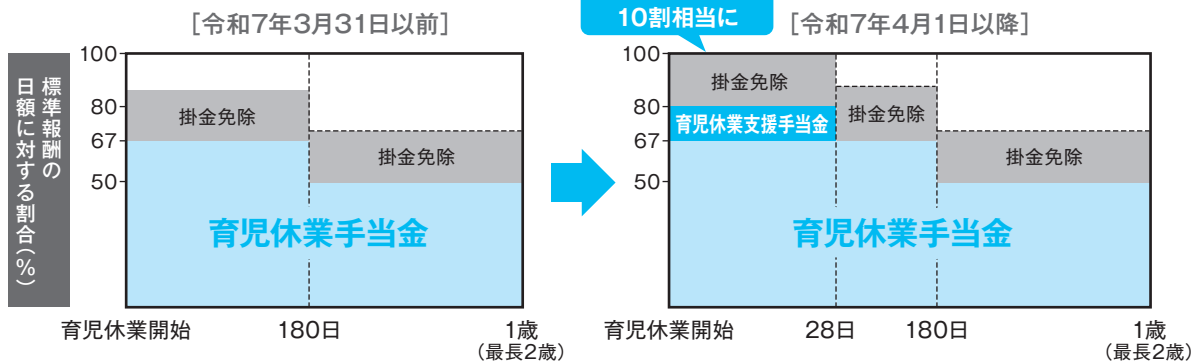
夫婦ともに育児休業を取得することを促進するため、これまでの育児休業手当金に上乗せして支給されます。

**[支給要件]** 子の出生後一定期間内(※1)に、組合員とその配偶者(※2)がともに14日以上育児休業を取得した場合

(※1)父親は子の出生後8週間以内、母親は産後休業後8週間以内 (※2)配偶者のない方等は、組合員が一定の要件を満たした場合支給されます。

**[支給額]** 標準報酬の日額の13%に相当する額(最長28日分)

**[支給イメージ]**



新設

### 育児時短勤務手当金

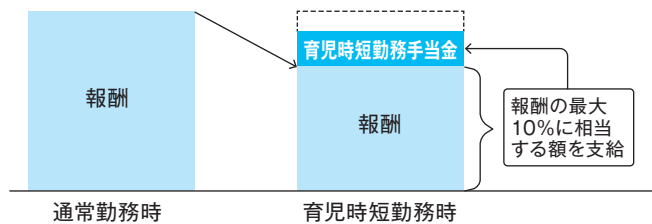
—育児時短勤務をした組合員に—

育児時短勤務によって生じる所得の減少を補い、時短勤務の活用を促すため支給されます。

**[支給要件]** 組合員が2歳に満たない子を養育するために育児時短勤務をした場合

**[支給額]** 育児時短勤務時の報酬の最大10%に相当する額  
(ただし、通常勤務時の報酬を超えない範囲)

**[支給イメージ]**



## 「育児休業手当金」の延長給付にかかる変更

子が1歳を超えた期間の「育児休業手当金」の延長給付を請求される方で、令和7年4月1日以降に育児休業に係る子が1歳の誕生日または1歳6か月を迎える場合、延長要件の見直しが行われました。

**[支給要件]**

従来

子の1歳の誕生日に保育所に入所できるよう、市区町村に保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと

追加

速やかな職場復帰を図るために保育所における保育等の利用を希望しているものと共済組合が認める場合に限る

**必要書類**

- 育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書
- 市区町村に提出した保育所等の利用申込書の写し
- 入所保留通知書等

支給要件の詳細や請求方法は、共済組合 保健課 TEL 076-263-3367 までお問い合わせください。